

# 無線局の定期検査制度の見直し ～ 登録検査等事業者制度の導入 ～

平成23年7月27日

総務省 九州総合通信局 電波利用環境課

# 無線局の定期検査制度の見直し

(背景)

- 政府は、平成22年10月13日、無線局の定期検査制度の見直しに係る規定を整備する等の放送法等の一部を改正する法律案を第176回国会(臨時会)に提出しました。国会での審議の結果、平成22年11月25日に衆議院で可決、同年11月26日に参議院で可決され、同年12月3日に公布されました。無線局の定期検査制度の見直しに係る規定の施行は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日とされており、**平成23年6月30日に施行**されました。
- 本制度改正は、平成21年8月26日の通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成20年諮問第14号>**答申**において、「無線局の定期検査について登録点検事業者により点検を受け異常がなかった場合には省略できることとし、点検が適切に行われていることを確保するために必要な制度について検討する。」ことが指摘されたことを踏まえ、無線局の定期検査制度の見直しを行うものです。今回の制度改正により、**免許人の負担軽減等が可能となり**、無線局の定期検査をより柔軟に実施することができます。

## 1. 無線局の定期検査制度の見直しに係る関係法令の改正

電波法第73条第3項において、「総務大臣が通知した期日の1か月前までに、登録検査等事業者が検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格及び員数、その時計及び書類が法令にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があった際は、検査を省略することができる」ことが規定されるとともに、電波法第24条の2から第24条の13等が改正され、登録検査等事業者の登録等に関する規定が追加されました。

省令では、従来の「登録点検事業者等規則」に登録検査等事業者の登録及び検査の実施に関する規定等が追加され、題名が「**登録検査等事業者等規則**」に変更されるとともに、「電波法施行規則」に検査実施報告書の様式等に関する規定が追加されています。

なお、登録検査等事業者による新設検査、変更検査及び定期検査の点検を行う制度もこれまでと同様活用することが可能です(法第10条第2項、第18条第2項、第73条第4項)。また、今回の制度改正に合わせて、事業者による点検が可能な無線局の対象範囲が拡大されました。

# 登録検査等事業者制度の概要

## 2. 登録検査等事業者による「検査」・「点検」

登録検査等事業者による「検査」・「点検」が可能な無線局検査の内容は以下のとおりです。

※注 登録検査等事業者(点検の事業のみを行う者)は、点検のみ実施可能です。

	新設検査	変更検査	定期検査
検査	—	—	○※注
点検	○	○	○

## 3. 検査と点検

検査と点検の概念の整理は、以下のとおりです。「検査」には測定器を利用して電気的特性等の確認を行う「点検」部分と点検の結果が法令の規定に適合しているか確認を行う「判定」部分からなります。

検査	点検
「判定」 + 「点検」	「点検」

## 4. 登録検査等事業者の登録(法第24条の2第1項、登録検査等規則第2条第1項)

従来、点検の事業を行う者は、登録点検事業者(以下「旧登録点検事業者」という。)及び登録外国点検事業者の2種類でしたが、これに検査の事業を行うことができる「登録検査等事業者」が加わりました。登録検査等事業者は、無線局の定期検査に係る「検査」、新設検査、変更検査及び定期検査に係る「点検」を行うことができます。なお、今回の制度改正により、法令上の名称が「登録点検事業者」から「登録検査等事業者」に変更されました。※本資料では、わかりやすさを優先するため、以下のとおり「登録検査事業者」と「登録点検事業者」を定義し、同名称にて説明を行います。

(1) 無線設備等の検査又は点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる

(2) 登録検査等事業者と事業の内容

登録検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。以下「登録検査事業者」という。) 「検査」・「点検」の事業  
登録検査等事業者(点検の事業のみを行う者に限る。以下「登録点検事業者」という。) 「点検」の事業

# 「検査」・「点検」の対象となる無線局

現制度:登録点検事業者制度

	対象無線局	イメージ(着色部分が対象無線局)
点検	国が開設するもの以外のもの (点検規則第9条第3項)	

新制度:登録検査等事業者制度

	対象無線局	イメージ(着色部分が対象無線局)
検査	<u>人の生命又は身体の安全の確保のためにその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるもの以外のもの</u> (法第73条第3項、登録検査等規則第15条) 登録検査等事業者による検査の対象外となる無線局例: 警察用、消防用、海上保安用、防衛用、防災行政用、航空機局、船舶局(旅客船のみ)、地上基幹放送局、人工衛星局(一般放送のみ)、衛星基幹放送局 等	
点検	国が開設するもの(登録検査等規則第15条に規定する無線局で国が開設するものに限る。)以外 (登録検査等規則第19条第3項) ⇒ <u>国が開設する無線局のうち、事業者による検査が可能な無線局については、新たに事業者による点検が可能に</u>	

# 登録の申請

## 5. 登録検査等事業者の登録の申請

(1) 登録を受けようとする者は、以下の申請書を総務大臣に提出する(法第24条の2第2項)

- ① 名称、住所、代表者の氏名等
- ② 事務所の名称及び所在地
- ③ 点検に用いる測定器の概要
- ④ 点検の事業のみを行う者にあつてはその旨

(2) 申請書には、業務実施方法書その他総務省令で定める書類を添付する(法第24条の2第3項)

※点検の事業のみを行う者にあつては、①、③、⑨のみ、申請書は「登録検査等規則別表第1号」に規定。

- ① 業務実施方法書の記載内容(登録検査等規則第2条第2項)
- ② 判定員が法別表第四に該当する者であることの証明書(登録検査等規則第2条第4項)
- ③ 点検員が法別表第一に該当する者であることの証明書(登録検査等規則第2条第4項)
- ④ 定款の謄本(登録検査等規則第2条第5項)(申請者が法人である場合)
- ⑤ 登記事項証明書(登録検査等規則第2条第5項)(申請者が法人である場合)
- ⑥ 役員の氏名・過去2年間の経歴を記載した書類(登録検査等規則第2条第5項、別表第2号)(申請者が法人である場合)
- ⑦ 氏名、住所及び生年月日を証する書類(申請者が個人である場合)
- ⑧ 個人の氏名・過去2年間の経歴を記載した書類(登録検査等規則第2条第5項、別表第2号)(申請者が個人である場合)
- ⑨ 欠格事由に該当しないことを示す誓約書(登録検査等規則第2条第5項、別表第3号)

(3) 登録要件(法第24条の2第4項) ※点検の事業のみを行う者にあつては、①、②、④のみ

- ① 法別表第一に掲げる知識経験を有する者が点検を行うものであること(点検員)
- ② 較正を受けた測定器等を使用して無線設備の点検を行うこと
- ③ 法別表第四に掲げる知識経験を有する者が検査(点検である部分を除く。)を行うこと
- ④ 業務の実施の方法が定められていること

(4) 欠格事由(法第24条の2第5項)

- ① 電波法の違反者で2年を経過しない者
- ② 登録検査等事業者の登録取消処分を受けて2年を経過しない者
- ③ 法人であつて役員に①・②に該当する者がいる場合

# 「判定員の資格要件」と「登録の更新」

## 6. 判定員・点検員

登録検査事業者が検査(点検である部分を除く。)を行う場合は、法別表第四に掲げる条件に該当する「判定員」が検査(点検である部分を除く。)を行うことが必要です。なお、判定員は、業務実施方法書に点検員として記載されることで、点検員を兼務することができます。

### (1) 判定員(法第24条の2第4項第3号)

業務: 検査(点検である部分を除く。)を行う者(登録検査等規則第2条第2項第1号ト)

資格: 法別表第四に掲げる条件

### (2) 点検員(法第24条の2第4項第1号)

業務: 点検を行う者(登録検査等規則第2条第2項第1号ニ)

資格: 法別表第一に掲げる条件

登録検査事業者	登録点検事業者
「判定員」及び「点検員」	「点検員」のみ

## 7. 登録の更新

登録検査事業者については、更新制度が導入されました。※登録点検事業者は従来どおり登録の更新は不要です。

(1) 登録検査事業者の登録については、5年以上10年以内において政令で定める期間(電波法施行令において、更新期限を5年と規定されました。)ごとにその更新を受けなければ、その効力を失うこととなります。(法第24条の2の2)

### (2) 登録の更新の申請期間

登録の有効期間満了前3カ月以上、6カ月を超えない期間(登録検査等規則第3条)

### (3) 登録更新手数料

13,400円(電子申請による場合は、13,300円)(電波法関係手数料令)

# 登録簿、登録証、変更の届出等

## 8. 登録簿(法第24条の3)

総務大臣は、登録を受けた者(登録検査等事業者等)を登録検査等事業者登録簿に登録。

## 9. 登録証(法第24条の4、登録検査等規則第4条、第10条)

登録検査事業者の登録証には、新たに登録の有効期限が、点検の事業のみを行う者(登録点検事業者)にあつては、その旨が新たに記載されます。(登録証の様式:登録検査等規則 別表第4号)

- ・ 総務大臣は、登録又はその更新をしたときは、「登録証」を交付。
- ・ 登録検査等事業者は、登録証をその事業所の見やすい場所に掲示。
- ・ 点検の事業のみを行う者(登録点検事業者)にあつては、その旨が登録証に記載。

## 10. 変更の届出(法第24条の5、登録検査等規則第5条)

- ・ 氏名、住所等に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に届出(法第24条の5第1項)
  - ・ 前述の届出違反は、業務停止命令又は登録の取消し(法第24条の10第2号)
  - ・ 前述の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の過料(法第116条第4号)
  - ・ 業務実施方法書の記載事項を変更するときは、総合通信局長に届出(登録検査等規則第5条第3項)
- ※なお、届出された業務実施方法書によらないで検査又は点検の業務を行った場合は、業務改善命令等を受けることがあります。

## 11. 承継の届出(法第24条の6、登録検査等規則第7条)

- ・ 事業の全部の譲渡、相続、合併若しくは分割は、登録検査等事業者の地位を承継
- ・ 登録検査等事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、総務大臣に届出
- ・ 前述の届出違反は、業務停止命令又は登録の取消し(法第24条の10第2号)
- ・ 届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の過料(法第116条第5号)
- ・ 届出の際は、届出書に承継の事実を証する書面及び誓約書を添えて提出(登録検査等規則第7条第1項)

## 12. 廃止の届出(法第24条の9、登録検査等規則第8条)

- ・ 登録検査等事業者は、事業を廃止したときは、総務大臣に届出
- ・ 届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の過料(法第116条第6号)。

# 「検査」・「点検」の実施項目等

## 13. 検査の実施項目等（登録検査等規則第16条、第17条）

- (1) 検査の実施項目は、「登録検査等規則 別表第5号」のとおり。
- (2) 登録検査事業者は、業務実施方法書に従って適切に検査を実施。
- (3) 検査の実施方法等については総務大臣が告示（平成23年総務省告示第278号）することによる。

## 14. 検査結果証明書の交付（登録検査等規則第18条）

検査を実施したときは、「登録検査等規則 別表第6号」に定める検査結果証明書を検査を依頼した者に交付しなければなりません。

## 15. 点検の実施項目等（登録検査等規則第19条、第20条）

- (1) 点検の実施項目は、「登録検査等規則 別表第7号」のとおり。
- (2) 登録検査等事業者等は、業務実施方法書に従って適切に点検を実施。
- (3) 点検の実施方法等については総務大臣が告示（平成23年総務省告示第279号）することによる。
- (4) 登録検査等事業者等が点検を行うことができる無線局は、国が開設するもの（登録検査等規則第15条に規定する無線局で国が開設するものに限る。）以外のものとする。

## 16. 点検結果通知書の通知（登録検査等規則 第21条）

点検（のみ）を実施したときは、「登録検査等規則別表第8号」に定める点検結果通知書により点検を依頼した者に通知しなければなりません。

# 適合命令、立入検査等

## 17. 帳簿等(登録検査等規則第22条)

登録検査等事業者は、検査又は点検の業務に関する帳簿等を検査又は点検を行う事業所に備付け、帳簿の使用を終わった日等から6年間保存しなければなりません。検査を行った場合は、検査結果証明書の写しも保存することが規定されています。

## 18. 適合命令等(法第24条の7)

従来の登録要件への適合を命ずる適合命令(法第24条の7第1項)に加え、業務実施方法書によらないで業務を行った場合の業務改善命令の規定が新たに追加(法第24条の7第2項)されました。

- (1) 総務大臣は、登録検査等事業者が登録要件に適合しなくなったと認めるときは、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができます。(適合命令)
- (2) 総務大臣は、業務の実施の方法によらないで検査又は点検の業務を行っていると認めるときは、無線設備等の検査又は点検の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(業務改善命令)

## 19. 立入検査及び報告徴収(法第24条の8)

総務大臣は、電波法を施行するため必要があると認めるときは、報告徴収、立入検査を実施することができる旨が規定されています。

立入検査は、登録検査等事業者の業務の不適切な実施に関する疑い又は外部からの情報があった場合にその事実関係を確認する場合に実施するほか、不正等の疑い等がない場合でも登録に係る業務が法令の規定に基づき適正に実施されているか確認するために実施することがあります。

# 適合命令等

## 20. 登録の取消し、業務停止命令(法第24条の10)

従来の登録の取り消しに加え、新たに期間を定めて業務の停止を命ずる業務停止命令の規定が追加されました。

総務大臣は、次の場合には、登録を取り消し、又は期間を定めて検査又は点検の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 登録検査等事業者が欠格事由に該当した場合
- (2) 変更、又は承継の届出義務に違反した場合
- (3) 総務大臣の適合命令又は業務改善命令に違反した場合
- (4) 点検の結果を偽って通知した場合、又は証明書に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (5) 業務実施方法書によらないで検査又は点検の業務を行ったとき
- (6) 不正な手段で登録検査等事業者の登録又はその更新を受けた場合

## 21. 登録の抹消(法第24条の11)

登録が抹消される規定に登録の更新を受けなかった場合が追加されました。

登録の更新を受けなかったとき、廃止の届出をしたとき、又は登録を取り消されたときは、その登録を抹消。

## 22. 登録証の返納(法第24条の12)

登録証の返納の規定に「登録の更新を受けなかったとき」が追加されました。

- ・登録の更新を受けなかったとき、廃止の届出をしたとき、又は登録を取り消されたときは、その登録証を返納。
- ・登録証を返納しない者は、30万円以下の過料(法第116条第7号)。

# 証明書の虚偽記載に係る罰則等

## 23. 外国点検事業者の登録等(法第24条の13)

登録外国点検事業者については、従来どおり点検の事業のみを行うことができます。

外国において無線設備等の点検の事業を行う者は、は、総務大臣の登録を受けることができます。  
外国点検事業者制度については、現行制度を維持し、点検の事業のみを実施することができます。

## 24. 証明書の虚偽記載に係る罰則(法第111条第2項、第114条)

証明書の虚偽記載に係る刑罰規定が新たに追加されました。

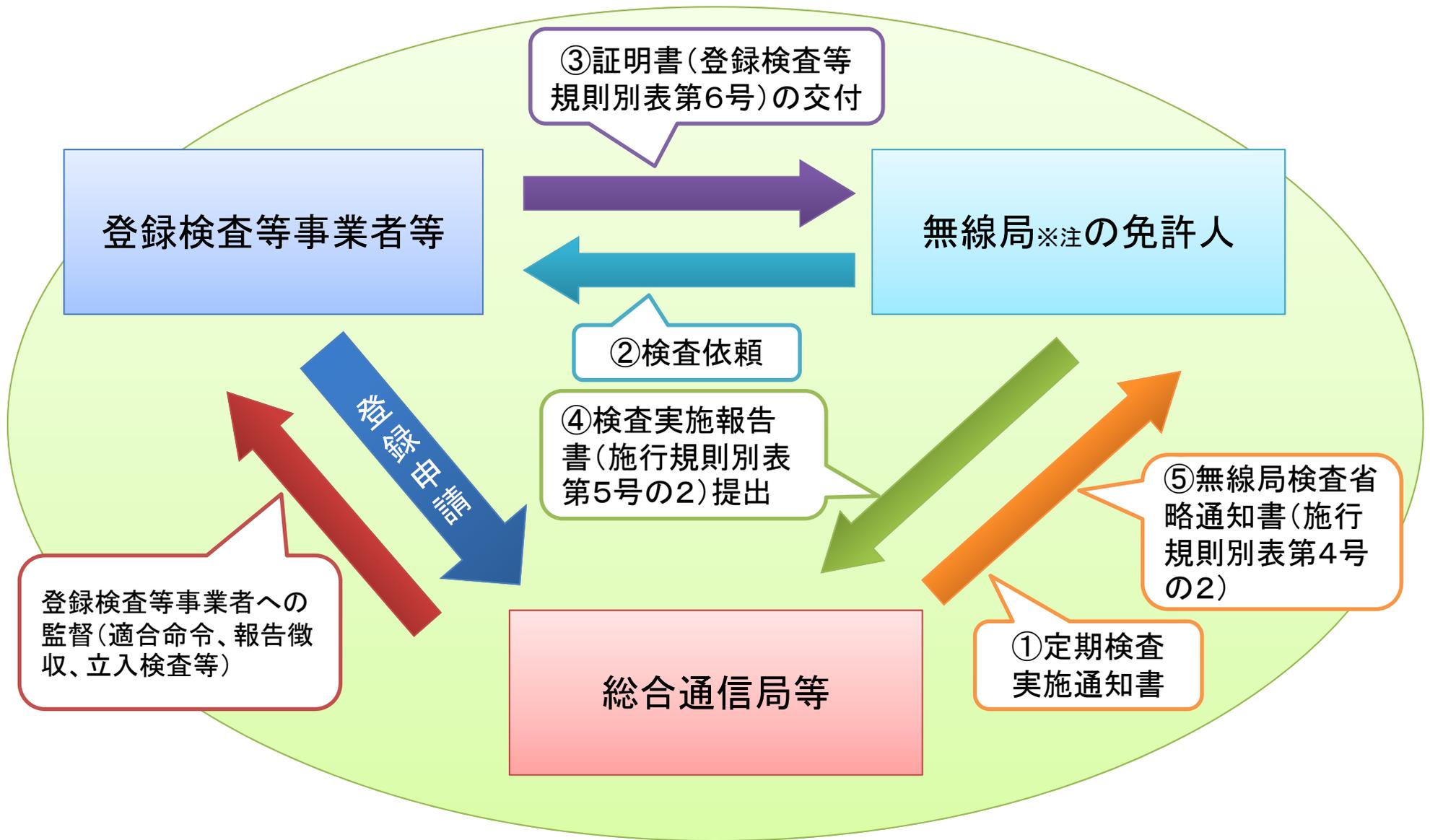
- ・第73条第3項に規定する証明書に虚偽の記載をした者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する(法第111条第2項)。
- ・第111条の規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する(法第114条)。

## 25. 経過措置

経過措置として、放送法等の一部を改正する法律の施行の際に既に登録点検事業者として登録を受けている者は、施行日(平成23年6月30日)登録検査等事業者(点検の事業のみを行う者)として登録を受けた者とみなされます。

[官報掲載]①平成23年6月24日(号外第134号) 政令180号:施行期日、政令第181号:整備政令  
②平成23年6月29日(号外第140号) 総務省令第75号:登録検査等事業者等規則  
主要な告示⇒総務省告示第278号:登録検査等事業者が行う検査の実施方法等  
総務省告示第279号:登録検査等事業者が行う点検の実施方法等

# 登録検査等事業者等制度を活用した無線局定期検査の流れ



※注: 定期検査の対象となっている無線局のうち、人の生命又は身体の安全の確保のためにその適正な運用の確保が必要な無線局を除く。12

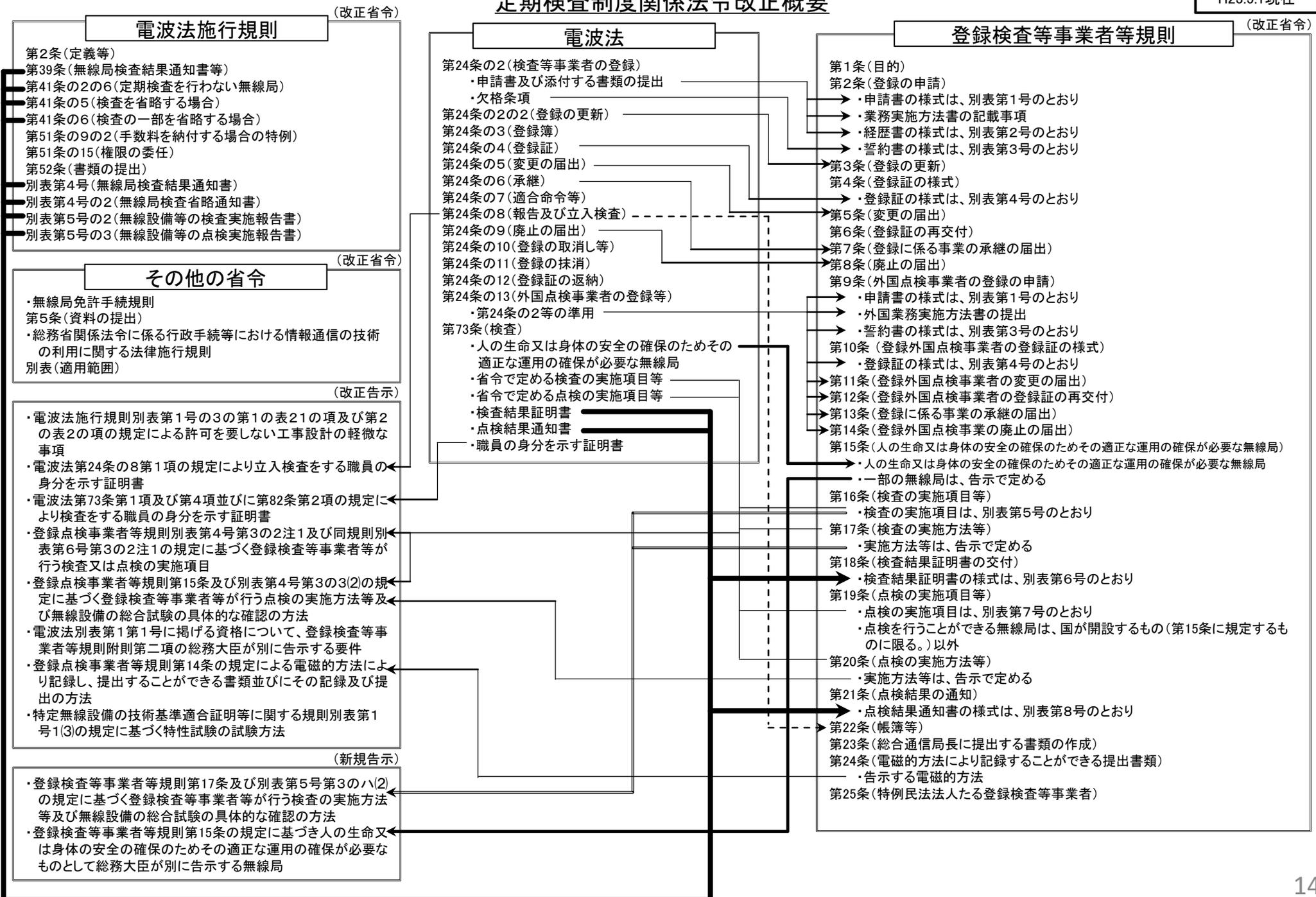
## 点検制度と検査制度の資格要件の違い等について

	登録点検制度	登録検査制度
実施できること	無線設備の点検	無線設備の点検及び定期検査における無線設備の検査(点検及び判定)
登録要件の違い(資格要件)	<p>○点検員は次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、航空無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、陸上特殊無線技士又は第一級アマチュア無線技士の資格を有すること。</li> <li>・学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校に相当する外国の学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者であって、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に二年以上従事した経験を有すること。</li> </ul>	<p>○判定員の資格要件が追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法による大学において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級陸上無線技術士の資格を有する者であって、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。</li> <li>・学校教育法による短期大学、高等専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士若しくは第二級陸上無線技術士の資格を有する者であって、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に五年以上従事した経験を有すること。</li> </ul>
登録の更新	なし	5年ごとに更新

<制度の変遷>

- ・ 認定点検制度 (H09) : 総務大臣が認定した事業者が無線設備の点検を行う制度
- ・ 登録点検制度 (H16) : 総務大臣に登録した事業者が無線設備の点検を行う制度
- ・ 登録検査制度 (H23) : 総務大臣に登録した事業者が無線設備の検査・点検を行う制度

# 定期検査制度関係法令改正概要



# 登録検査等事業者制度に関するよくある質問集

今回の制度改正の主な変更点は何ですか。

(回答) 今般の法改正で変更となった主なポイントは以下のとおりです。

① 無線局の定期検査制度の見直し(登録検査等事業者制度の導入)

免許人からの依頼により登録検査事業者が検査を行い、無線設備等が法令に適合している旨を記載した証明書を、免許人が総務省に提出したときは、定期検査を省略できる制度を設けます。

② 登録の更新制度の導入

登録検査事業者については、政令で定める期間(5年)ごとにその更新を受けなければ、その登録の効力を失うこととなります。

③ 検査の対象となる無線局の規定、及びそれに伴う点検の対象となる無線局の規定の見直し

登録検査事業者が検査を行うことができる無線局は、人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局以外となります。これに合わせ、国が開設するもののうち、人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局以外が新たに点検の対象となる無線局として追加されました。

④ 業務方法に係る改善命令の新設

業務の実施の方法によらないで検査又は点検の業務を行ったと認める場合に、業務方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずる業務改善命令が新たに規定されました。

⑤ 業務停止命令の新設

登録の取り消しに加え、期間を定めて検査又は点検の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることを可能とする業務停止命令が新たに規定されました。

⑥ 証明書の虚偽記載に係る罰則規定の新設

証明書に虚偽の記載をした者に対し、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する刑罰が新たに規定されました。

# 登録検査等事業者制度に関するよくある質問集

現在、登録点検事業者としての登録を受けている事業者は、新制度でどのように扱われますか。

(回答)放送法等の一部を改正する法律の施行の際に、既に登録点検事業者として登録を受けている者は、施行日に登録検査等事業者(点検の事業のみを行う者)として登録を受けた者とみなされます。登録番号に変更はなく、現在交付されている登録証は、そのまま利用可能です。

登録点検事業者(制度改正前に登録を受けていた登録点検事業者を含む。)が、検査の事業を行うために登録検査事業者として登録を受ける場合、どのような手続きを行えばよいですか。

(回答)登録点検事業者(制度改正前に登録を受けた点検事業者を含む。)が、登録検査事業者として登録を受ける場合、新たに登録検査事業者として登録の申請を行い、登録検査事業者として登録を受けることが必要になります。

登録点検事業者(制度改正前に登録を受けていた登録点検事業者を含む。)が、新たに登録検査事業者として登録を受けた場合、登録免許税は課税されますか。

(回答)登録点検事業者(制度改正前に登録を受けていた登録点検事業者を含む。)の登録と登録検査事業者の登録は、異なる別個の登録であることから、新たに登録検査事業者として登録を受けた場合は、登録免許税9万円が課税されます。

# 登録検査等事業者制度に関するよくある質問集

登録検査事業者による検査の対象外となる人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定める無線局は、どのような無線局がありますか。

(回答) 法第73条第3項において規定されている「人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局」は、登録検査等規則第15条に以下のとおり定められています。

第十五条 法第七十三条第三項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいずれかに該当する無線局とする。

- 一 法第百三条の二第十二項各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局その他これらに類するものとして電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)第十四条各号に掲げる無線局
- 二 法第百三条の二第十三項第一号及び第二号に掲げる無線局
- 三 地上基幹放送局
- 四 船舶局(旅客船の船舶局に限る。)
- 五 航空機局
- 六 地球局(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第三号に規定する一般放送及び同条第十三号に規定する衛星基幹放送の業務の用に供するものに限る。)
- 七 航空機地球局
- 八 船舶地球局(旅客船及び第一号の無線局を開設する船舶の船舶地球局に限る。)
- 九 人工衛星局(放送法第二条第三号に規定する一般放送の業務の用に供するものに限る。)
- 十 衛星基幹放送局
- 十一 前号までに掲げる無線局の他、無線局の目的及び利用方法を勘案して、総務大臣が別に告示する無線局

同条第11号において総務大臣が別に告示する無線局については、無線局の目的が、①航空保安用、②放送事業用(固定局に係るものに限る。)、③飛行援助用のいずれかに該当する無線局と規定されました。

## 登録検査等事業者制度に関するよくある質問集

登録検査事業者による検査の対象外となる船舶局(旅客船のみ)とは具体的にどのような船舶局をさしますか。

(回答)無線局事項書中船舶の用途コードに「PSG(旅客船)」又は「PCS(貨客船)」のいずれかが含まれているものはすべて登録検査事業者による検査の対象外の無線局となります。なお、旅客船は、法令上、12名を超える旅客定員を有する船舶と定義されています。

判定員に求められる要件は何ですか。

(回答) 法第24条の2第4項第3号の規定により、法別表第4に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が無線設備等の検査(点検である部分を除く。)を行うことが必要です。具体的な要件は次のとおりです。

- ① 学校教育法による大学(短期大学を除く。第四号において同じ。)若しくは旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。
- ② 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士若しくは第二級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に五年以上従事した経験を有すること。
- ③ 外国の政府機関が発行する前号に掲げる資格に相当する資格を有する者であることの証明書を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に五年以上従事した経験を有すること。
- ④ 学校教育法による大学に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。
- ⑤ 学校教育法による短期大学又は高等専門学校に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に五年以上従事した経験を有すること。

## 登録検査等事業者制度に関するよくある質問集

法別表第4では「無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に〇年以上従事した経験を有する」という条件がありますが、**経験年数はどの時点から起算すべきでしょうか。**

(回答)

無線通信に関する科目を修めて大学等を卒業した時点又は第一級陸上無線技術士等の無線従事者の資格を取得した時点等以降の業務経験年数が該当します。

法第24条の8第1項の規定により、電波法を施行するために必要があると認めるときは、登録検査等事業者に対して立入検査を行うことがあるとのことですが、**どのような場合に立入検査が行われますか。**

(回答)

立入検査は、登録検査等事業者の業務の不適切な実施に関する疑い又は外部からの情報があった場合にその事実関係を確認する場合に実施するほか、不正等の情報がない場合でも登録に係る業務が法令の規定に基づき適正に実施されているか確認するために実施することがあります。

登録点検事業者であった者が登録検査等事業者として新たに登録を受けた場合に、**登録点検事業者であったときの無線設備の点検データを判定することは可能ですか。**

(回答)

できません。

無線設備等の検査は、検査の点検である部分も含めて登録検査等事業者が自ら定めた業務実施方法書に従って行うことが必要です。従って、検査の点検である部分を登録の異なる登録点検事業者が行った結果を用いることはできません。

# 登録検査等事業者制度に関するよくある質問集

判定員は、点検(検査の点検である部分を含む。)の業務を行うことができますか。

(回答)判定員は、「無線設備等の検査(点検である部分を除く。)を行うものであること(法第24条の2第4項第3号)」とされており、点検(検査の点検である部分を含む。)の業務を行うことはできません。ただし、次の質問とその回答のとおり、判定員は、点検員を兼務することが可能です。

判定員と点検員は、兼務することができますか。

(回答) 判定員と点検員を兼務することは可能です。その場合、判定員は、業務実施方法書に点検員として記載されて登録を受けることが必要となります。

登録検査等事業者の登録の更新にはどのような手続きが必要ですか。

(回答)登録の更新の際に必要な書類は、登録の申請の際に必要な書類と同様です。

なお、登録検査事業者がその登録の更新を受ける場合は、検査等事業者としての登録を受けた場合に課税される登録免許税(90,000円)は必要ありませんが、登録更新手数料(13,400円、電子申請の場合は、13,300円)が必要となります。

登録検査事業者が交付した証明書を添付した検査実施報告書を総合通信局に提出すれば、ただちに、定期検査が省略されたこととなりますか。

(回答) 検査実施報告書の提出を受けた総合通信局は、施行規則第41条の5の規定に基づき、証明書の内容が適正なものであるか、検査(点検である部分に限る。)を行った日から起算して3か月以内かつ総務大臣が通知した期日の1か月前までに提出されたものであるかの確認を行った上で、検査を省略する場合は、施行規則第39条第2項の規定に基づき、免許人に無線局検査省略通知書を通知します。

# 登録検査等事業者制度に関するよくある質問集

登録点検事業者(制度改正前に登録を受けていた登録点検事業者を含む。)として登録を受けていた者が、登録検査事業者として登録を受けた場合、既存の登録点検事業者としての登録はどうなりますか。

(回答)登録検査事業者と登録点検事業者は、異なる別個の登録に基づく別々の事業者ですので、新たに登録検査事業者としての登録を受けた場合であっても、既存の登録点検事業者としての登録は、引き続き有効です。よって、2つの登録が併存することとなります。

登録検査事業者として登録を受けた者は、登録点検事業者の登録を受けられますか。

(回答)法的には、登録点検事業者としての登録を受けられますが、登録検査事業者は、検査と点検の両方の業務を行うことができますので、別に登録点検事業者として登録を受ける必要はありません。

登録検査事業者として登録を受けた者が、判定員の要件を満たす者がいなくなったので、登録点検事業者として登録を受け直すことを検討しておりますが、どのような手続きが必要ですか。

(回答)登録検査事業者と登録点検事業者は、異なる登録に基づく、別個の事業者ですので、法第24条の9の規定に基づく登録検査事業者の廃止届を提出した上で、登録点検事業者として登録の申請を行うことが必要です。

登録検査等事業者等の不正等が発覚した場合、定期検査等の取扱いはどのようになりますか。

(回答)不正の内容によっては、定期検査等を省略せず、国の検査を受けるか、他の登録検査等事業者等の検査又は点検を受けてもらうことがあります。また、既に定期検査の省略を受けた場合であっても、国が臨時検査を実施し、当該無線設備等が法令に定める事項に適合しているか否かを確認する場合があります。

# 登録検査等事業者制度に関するよくある質問集

検査又は点検の業務を他の者に委託することはできますか。

(回答) 従来より、一般的な測定器では測定することが困難な特殊な無線設備の点検を行う場合等について、審査基準(第31条(3)ク(エ))の規定により、(A)点検の業務の一部を他の者に委託する旨が業務実施方法書に記載され、委託する点検の業務について、法第24条の2第4項第2号に適合して行われることを受託者との間で取り決める旨が記載されていること、(B)受託先が報告する点検の業務の結果の適正性を確認する方法及び当該点検の業務の結果に係る組織内の管理体制が明確に記載されていること等の条件を満たす場合においては、点検の業務の一部を他の者に委託することができました。

登録検査等事業者制度についても従来の考えを踏襲し、検査の点検である部分の一部、又は点検の一部を他の者に委託することができます。

検査の業務において、「検査の点検である部分」を行う場所と「検査の判定」を行う場所が異なっても問題ありませんか。

(回答) 判定員は、点検員が作成した法令の規定を満足しているかどうか確認できる資料により判定を行うこととなります。よって、検査の点検である部分の一部を他の者に行わせ、かつ検査の点検である部分と検査の判定が別の場所、別の者によって行われたとしても判定員は、点検員が用意した判定に必要な資料を基に判定を行うことになるため、問題ありません。

なお、点検(検査の点検である部分を含む。)は無線局に臨局して行うことを想定していますが、判定については、臨局する必要がないと判定員が判断する場合は、必ずしも臨局する必要はありません。

# 登録検査等事業者制度に関するよくある質問集

登録の取り消し、又は業務の停止処分を受けるのは、どのような場合ですか。

(回答) 法第24条の10の規定に基づき、次の事項に該当する場合は、登録の取り消し又は期間を定めて業務の停止を受ける場合があります。

- (1) 登録検査等事業者が欠格事由に該当した場合
- (2) 変更、又は承継の届出義務に違反した場合
- (3) 総務大臣の適合命令又は業務改善命令に違反した場合
- (4) 点検の結果を偽って通知した場合、又は証明書に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (5) 業務実施方法書によらないで検査又は点検の業務を行ったとき
- (6) 不正な手段で登録検査等事業者の登録又はその更新を受けた場合

登録に係る業務の実施方法によらないで検査又は点検の業務を行っているとき、業務改善命令を受けるとのことですが、どのような場合に処分を受けますか。

(回答) 法第24条の7第2項において、総務大臣は、登録検査等事業者がその登録に係る業務の実施の方法によらないでその登録に係る検査又は点検の業務を行っているとき、当該登録検査等事業者に対し、無線設備等の検査又は点検の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができることが新たに規定されました。

具体的には、「帳簿等の備付け・保存義務違反」、「測定器等の管理等の義務違反」、「業務実施方法書によらない検査・点検の実施」等が認められた場合は、無線設備等の検査又は点検の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことの命令を受けることがあります。

なお、総務大臣は、この法律を施行するために必要と認めるときは、その登録に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、登録検査等事業者の事業所に立入、その登録に係る業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとされています。